

重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0479-25-5565（午前9時～午後5時まで）

担当 宮内 政和・山田 桂吾・川崎 雄・天下井 まゆみ・竹内 舞子・
立花 弘江・塚野 恵子

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 フタバ薬局介護事業部 福祉用具貸与事業所（名称）の概要

（1）福祉用具貸与事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	フタバ薬局 介護事業部
所在地	銚子市西芝町13番地6
介護保険指定番号	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（千葉県1270700931号）
サービスを提供する地域 ＊	銚子市・旭市・東庄町・神栖市

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名（兼任）			1名（兼任）
サービス提供者	福祉用具専門 相談員	4名（兼任）	1名		5名（兼任）
事務職員		2名（兼任）			2名（兼任）

（3）営業日及び営業時間

平日・土曜	午前8時30分～午後5時30分
日曜・祝日 12月29日から1月3日	休業

＊ 緊急連絡先電話 0479-25-5565 代表取締役 佐藤 雅宏

3 利用料金

(1) 販売費用及び利用者負担

○法定代理受領（現物給付）払以外のお支払方法

・居宅サービス計画を作成していないなど「償還払い」となる場合には、いったん利用料の全額（10割）をお支払いいただき、その後市町村に対して領収書を添付して、各利用者の負担割合に応じた額を請求することになります。

・介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。居宅サービス計画作成の際、介護支援専門員にご相談ください。

(2) 搬入・搬出等について

○搬入・搬出につきましては、お客様の希望される日時・場所に従います。

遠慮なくお申し出ください。

○基本的に、搬入搬出費用はサービス料金に含まれて下ります。ただし、以下の場合には別途料金をご負担いただくことがあります。

- ・搬入・搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・遠隔地、当社の営業地域以外への搬入・搬出
- ・お客様の都合による販売品の移動等

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費（実費相当）が必要です。

(4) 利用料金及び自己負担の支払方法

- ・原則として納品時に現金にてお支払いいただきます。

4 個人情報の取扱につきまして

当社は「当社における個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。とりわけプライバシー情報に関しましては、職員の研修につとめ漏洩に注意を払います。また、情報を第三者に提供する場合を別紙にてご提示し、事前にお客様のご承認をいただいております。あらかじめお示した用途以外には決して利用しません。

5 情報開示につきまして

当社は、ご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

6 当社のサービス方針

- ① 介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準にのっとり事業運営を行います。
- ② 要介護高齢者の自立の支援や、介護者の介護負担の軽減に資する福祉用具を利用者の立場に立って選定・提供致します。
- ③ 自らの努力でサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行うとともに、評価に基づく改善を図るよう努力致します。
- ④ 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売致します。
- ⑤ 利用者からの苦情に適切に対応できるように努めます。

7 当社の概要

名称・法人種別	銚子メディクス株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 佐藤 雅宏
本社所在地・電話番号	銚子市西芝町 1 1 番地 5 0 4 7 9 - 2 3 - 3 3 3 7

定款の目的に定めた事業

1. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
2. 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
4. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
6. 介護予防・日常生活支援総合事業
7. 住宅改修事業
8. 医薬品の販売業

- 9. 医療用機械器具の販売業
- 10. 食料品、飲料品の販売業
- 11. 医療用外毒物、劇物、医薬部外品の販売業
- 12. 化粧品の販売業
- 13. 有料老人ホームの経営及び管理
- 14. 薬局の経営並びに経営に係わるコンサルティング事業
- 15. 不動産賃貸業
- 16. あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復等の施術事業
- 17. 太陽光等再生可能エネルギーによる発電及びその電力の販売
- 18. 前各号に附帯する一切の事業

営業所数等 薬局 2店舗

8 サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の福祉用具販売に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

代表取締役 佐藤 雅宏 電話 0479-25-5565

②その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口、千葉県国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

市町村名 銚子市 担当 高齢者福祉課 電話 0479-24-8755

神栖市 担当 長寿介護課 電話 0299-91-1700

東庄町 担当 健康福祉課 電話 0478-80-3300

旭 市 担当 高齢者福祉課 電話 0479-62-5308

千葉県国民健康保険団体連合会

担当 介護保険課 苦情処理係 電話 043-254-7428, 7428

茨城県国民健康保険団体連合会

担当 介護保険課 介護保険苦情相談室 電話 029-301-1565

9 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

10 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりをめざします。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

11 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事業所で対応するとともに、保険者に報告するものとします。

12 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。